

**田原市立伊良湖岬小学校 P T A 会則（最終案）**

2014. 05. 19 P T A 部会

**第 1 章 総 則****（名 称）**

第 1 条 本会は、田原市立伊良湖岬小学校 P T A（以下「本会」）と称し、事務局を田原市立伊良湖岬小学校内に置く。

**（目 的）**

第 2 条 本会は、田原市立伊良湖岬小学校の教育振興に協力し、家庭、学校、社会における児童の健全な成長を図るとともに、会員の教養を高め、教育に対する理解を深めることを目的とする。

**（事 業）**

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 児童の健全な成長のための諸活動
- (2) 学校運営、学校行事への参加、協力
- (3) 学校及び地域の教育環境の整備、充実
- (4) 会員相互の研修、親睦、広報活動
- (5) その他必要な事業

**第 2 章 会 員****（会 員）**

第 4 条 本会の会員は、本校児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。

2 本校校区に在住し、本会の趣旨に賛同した者とする。

3 本会会員は、細則に定める会費を納入するものとする。

**第 3 章 役員等****（役 員）**

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書記 2 名（うち教頭 1 名）
- (4) 会計 3 名（うち校務主任 1 名）

**（任 務）**

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。会長は、総会及び役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。  
女性の副会長は、必要に応じて女性研修員を兼任する。
- (3) 書記は、会議の議事を記録し、庶務を処理する。
- (4) 会計は、会計事務を処理執行する。

**（任 期）**

第 7 条 役員の仕事は、1 年とし、再任を妨げない。

**（選 出）**

第 8 条 役員は、前年度役員会において候補者を推薦し、総会の承認をもって選出する。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会において候補者を推薦し、常置委員会において

承認を受け補充する。

(顧問)

第9条 本会に校長を顧問として置く。

2 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(参与)

第10条 本会に参与を置く。

2 参与は、会長の諮問に応じ、重要事項の協議に応ずるものとする。

#### 第4章 会計監査

(会計監査員)

第11条 本会に会計監査員を置く。

2 会計監査員は2名とし、本会の会計を監査し総会で報告する。

3 任期は、1か年とし、再任を妨げない。

4 会計監査員は、役員会において候補者を推薦し、総会の承認をもって選出する。

#### 第5章 会議

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

2 総会は、会長が招集し、毎年4月に開催する。ただし、役員会又は会員の3分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を開催することができる。

3 総会では、次の事項を審議し承認を得る。

- (1) 年間事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算、会計監査報告
- (3) 会則の改正
- (4) 役員及び委員の選任
- (5) その他重要事項

4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。

(役員会)

第13条 役員会は、第5条の役員で構成する。なお、会計監査員については、会長の要請により参加する。

2 役員会は、会長が必要と認めた場合に会長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の運営に関する基本方針
- (2) 総会に提出する事項
- (3) 各委員会の事業計画の審議承認
- (4) 特別委員会の設置承認
- (5) 総会に代わる緊急事項の審議決定
- (6) その他役員会で必要と認めた事項

#### 第6章 委員会

(常置委員会)

第14条 常置委員会は、委員と教職員によって構成し、次の3委員会を置く。

## (1) 生活環境委員会

学校の環境整備と点検、地域での生活指導や環境整備

## (2) 保健厚生委員会

児童の健康増進への取組、福利厚生事業の推進

## (3) 広報研修委員会

P T A新聞の編集と発行、研修視察や研修活動の推進

2 各委員会の委員の任期は、1か年とし、再任を妨げない。

3 常置委員の選出は、細則で定める。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は、役員会の承認を経て、会長が委嘱した委員をもって構成し、設置目的の活動を行い、目的を達成したときに解散する。

**第7章 会計**

(経理)

第16条 本会の活動に要する経費は、会費等を充てる。

(会費)

第17条 本会の会費は、細則で定める。

2 特別な事情がある場合は、役員会に諮り免除することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

**第8章 細則**

(細則)

第19条 本会の運営上必要な細則は、常置委員会において定める。

2 常置委員会は、細則を制定又は改廃したときは、その結果を次期総会に報告するものとする。

**第9章 会則の改正**

(改正)

第20条 本会則の改正は、総会の承認を要する。

附則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

**田原市立伊良湖岬小学校 P T A 細則**

第1条 役員等の選出について

1 役員候補者（会長、副会長、書記、会計）及び常置委員候補者を各地区から別表1のとおり選出する。

2 新年度役員候補者の選出は、毎年11月に役員会で人選し、本人の了承を得る。なお、役員候補者は、原則として6年生又は5年生保護者の中から選出する。

3 常置委員候補者の選出については、3 学期保護者会で各地区保護者の中から選出し、役員会へ報告する。

別表 1 役員・委員の地区別割り当て表

	和 地		堀 切		伊 良 湖		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
役員候補者	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	3 名	3 名
常置委員候補者	2 名	2 名	3 名	3 名	2 名	2 名	7 名	7 名
計	3 名	3 名	4 名	4 名	3 名	3 名	10 名	10 名

※会計監査員は、常置委員の中から2名選出する。

第2条 参与は、校区市会議員、前年度会長、校区会長、地区自治会長、代理者とする。

第3条 会費の納入規程について

- 2 会費を変更する場合は、常置委員会で協議し、総会で承認を得る。
- 3 児童が在籍する家庭と教職員からは、会費を徴収する。
- 4 会費は、原則として5月末日までに納入する。
- 5 地区協力金として、児童が在籍しない家庭へ負担をお願いする。

【参考】平成27年度の収入見積

児童が在籍する家庭	年額2,000円	×140世帯	=	280,000円
学校の教職員	年額2,000円	×14人	=	28,000円
児童が在籍しない家庭	年額1,300円	×950世帯	=	1,235,000円

総額 1,543,000円

第4条 弔意規程

対 象		本 人	Aの配偶者・同居の両親・子	通夜・会葬
死 亡	A 児童、役員、委員、教職員	香 料 5,000円 花輪又は生花1基	香料 5,000円	役員代表 学校代表
	B 会 員	同上		
入 院	児童、役員、委員、教職員	7日以上入院 見舞金 3,000円		役員代表 学校代表

※規定のないもの等については、その都度協議して決定する。

第5条 細則の改正は、常置委員の過半数の同意があれば、改廃することができる。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。